

高山市条例第 2 号

高山市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

高山市長 田 中 明

高山市印鑑条例の一部を改正する条例

高山市印鑑条例（昭和 5 2 年高山市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（印鑑登録証明書の申請） 第 1 0 条 （略） 第 1 0 条の 2 前条の申請について、高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年高山市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用し、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、前条第 3 項中「印鑑登録証」とあるのは、「署名用電子証明書」と読み替えるものとする。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 3 条第 1 項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）	（印鑑登録証明書の申請） 第 1 0 条 （略） 第 1 0 条の 2 前条の申請について、高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年高山市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用し、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、前条第 3 項中「印鑑登録証」とあるのは、「署名用電子証明書」と読み替えるものとする。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 3 条第 1 項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>

(2) (略)

(統合端末等による印鑑登録証明書の交付申請等)

第10条の3 前2条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら統合端末（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第1条第3号に規定する統合端末をいう。）又は多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。以下同じ。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号による認証又はこれに代わる認証を行い、書面（多機能端末機の場合は、必要な事項の入力）により印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード

(2) (略)

(2) (略)

(統合端末等による印鑑登録証明書の交付申請等)

第10条の3 前2条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら統合端末（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第1条第3号に規定する統合端末をいう。）又は多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。以下同じ。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号による認証又はこれに代わる認証を行い、書面（多機能端末機の場合は、必要な事項の入力）により印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書

(2) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。